

今後の進め方のイメージ（案）

- 平成28年度においては、平成29年度予算（案）に反映させる必要がある当面の検討課題である、（1）、（2）及び（3）の一部についての検討を先行して進め、年度内に、市区町村における支援拠点の運営指針等のとりまとめを行う。
- また、参議院厚生労働委員会の附帯決議にも盛り込まれている中・長期的な検討課題である、（3）の一部及び（4）については、平成29年度以降、課題・論点整理や市区町村、関係団体等の意見も聴取しながら、今後検討を進める。

【平成28年度】 (*必要に応じて、メール等を活用した構成員間の意見交換を実施)

- 8月 8日：第1回（キックオフ）
 - ・WG設置・趣旨説明、検討事項の提示、意見交換
 - **9月16日：第2回**
 - ・4つの検討課題毎の論点整理及び市区町村における支援拠点の機能イメージについて意見交換
 - **10月下旬：第3回**
 - ・市区町村における支援拠点（要保護児童等支援拠点（仮称））運営指針のたたき台について意見交換①
 - **11月下旬：第4回**
 - ・第3回に引き続き、市区町村における支援拠点（要保護児童等支援拠点（仮称））運営指針（素案）について意見交換②
 - ・「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」（仮称）のたたき台について意見交換①
 - <○ 1月下旬：全国の地方自治体会議に、市区町村における支援拠点（要保護児童等支援拠点（仮称））運営指針（素案）を提示予定>
 - **2月上旬：第5回**
 - ・「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」（仮称）（素案）について意見交換②
 - **3月中旬：第6回**
 - ・市区町村における支援拠点（要保護児童等支援拠点（仮称））運営指針（案）を盛り込んだ、「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」（仮称）のとりまとめ
- 【平成29年度以降】
- 要保護児童対策地域協議会のあり方、市区町村における支援を必要とする家庭への総合的な支援体制のあり方等の検討開始

「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」概要

1. 趣 旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。

このため、標記ワーキンググループを開催し、改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

2. 検討事項

次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う。

- (1) 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- (2) 市区町村が虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策
- (3) 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化策
- (4) 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

3. 構 成 員

- (1) 構成員は、別紙（略）のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運 営

- (1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室において行う。
- (3) 原則として公開とする。